

古文書倶楽部

【発行】

秋田県公文書館

2015.3

第64号

3月5日(木)から、県立博物館・県立図書館の連携展示「ゴ本^ゴ！といえはくすり展」を、2階特別展示室で開催中です。こちらでは「岡本元朝日記」第一巻に登場する記述も紹介されています。公文書館ご利用の際は、ぜひ展示室にも足をお運びください！

献上物に見る元朝の心

「岡本元朝日記」から

元禄十年(一六九七)十一月二十六日の夜四ツ(午後十時)過ぎ。秋田藩の相手番を勤める岡本元朝は今までいた客も帰り、明日藩主に献上することになっている餅の箱を確認してみると、なぜか箱が小さくなっていました。これはどうしたことか尋ねると、ある家来は届いた箱が餅に比べて大きかったので、返して作り直させたと言います。

岡本元朝は再び問います。餅には大きさがありません、箱に応じた大きさがある。その大きさにはずれていたのかと。するとその家臣は、大きさは計らなかつたと答えました。

(2015年3月号)
ここで岡本元朝は激怒します。何をもって大きいとするのか、餅の大きさに合わせるのには箱不足、箱の大きさに合わせるのには餅不足と考えるべし。つまりは箱が大きいとしても、餅が小さければ、餅を大きくするだけだと言いたいのだと思います。さらに岡本元朝は言います。私は献上物を大事と考える。私の指図を受けないで、勝手なことをするのは、私をないがしろにしていることだと怒るのです。そして岡本元朝は今夜のうちに、もとの大きさに箱を改

めるべしと命令するのです。箱ができるまで、岡本元朝も一夜待つことになりました。暁の七ツ(午前四時)過ぎ、箱ができあがり、さらに餅を積ませ、やつと岡本元朝の了承を受けました。最後に、箱ふたへの書き付けを中村光得に頼み、すべて準備ができあがったときには、夜明けになっていました。

翌二十七日、岡本元朝は添川へ使者を立て、餅一箱を無事に献上します。しかし、これで終わったわけではありませんでした。昨夜の怒りが収まらない岡本元朝は、献上にあたって不行き届きがあった家臣に改易を申し渡します。結局二日後、渋江光重の訴えにより、その家臣は許されることになりません。

なぜこのようなことで岡本元朝は怒ったのでしょうか。家臣が主人の指図を聞かず、勝手なことをしていることもあるでしょうが、「献上物我大事トス」という言葉に、何かしらの意味がありそうです。この言葉には、「餅という献上物であっても、私はこれだけ御屋形様(藩主)のことを大事に思っています」といった岡本元朝の心が伝わってきます。

この話が収められているのは、「岡本元朝日記三」(資料番号七―三八〇―三)です。岡本元朝は寛文元年(一六六一)に生まれました。元禄四年(一六九一)八月に秋田藩の相手番に任じられ、同十年八月には文書改奉行に任じら



「岡本元朝日記」第一巻は、今月末に刊行予定。

れ、前年から始まった秋田藩の修史事業に携わります。同十四年(一七〇一)からは家老に任じられます。正徳二年(一七一二)二月に没しています。日記は元禄八年(一六九五)正月から正徳二年まで十八年間にわたって書かれています。

今年度は「岡本元朝日記」第一巻が刊行され、全八巻の刊行を予定しています。日記が書かれている江戸中期における秋田藩の藩政を書き残した史料は多くありませんので、ぜひ活用ください。

【柏倉良明】

古文書こぼればなし
史料のウラをとる、ウラをよむ

いつだったか、「世界一聞きたい授業」とかいう番組に、コスプレをトレードマークとする河合某という日本史の現役教師が出てきて、「江戸時代、誰でも武士になれたんです」と解説していたことがあります。授業をうけていた出演者は一様に「え〜！」と驚いていましたが、こういう極論は困ります。たしかに、江戸時代には、豪農や豪商が藩に大金を献納して苗字・帯刀など武士に付帯する事項を許可されることがありましたが（これを金納郷土、秋田ではある時期「新家」といいました）、それがそのまま武士身分であることを示すことにはなりません。たとえ、法令などでそのように読みとれる内容のものがあつても、その意味をよく考えてみる必要があります。

たとえば、秋田藩の「町触控」には、文政八（一八二五）年のものとして、「御近代より格合御取立又は百姓・町人武士に被召立候を新家と唱候事」という「覚」が収録されています。長い史料なので、要点のみ以下に引用してみます。

一 献上物にて武士に被召立候輩、向後新家と唱へ、祿並にか、はらす旧家之次席たるへく候（下略）
（一条）

（一ヶ条略）

一 三代引継御副役以上之役儀相勤候におゐては、四代目より旧家之列へ被相加候事

（三条）

一 献上物等にて給人又は近進並に被召立候輩は、祿並にか、はらす古来より之給人近進並之次席たるへく候、三代引継定役二十年以上相勤候におゐては、四代目より新旧差別なく祿並順席たるへき事
（四条）

さて、これはそのタイトルが示すように、農民や町人を武士に取りたてる政策を進めたもののようにみえます。しかし、同時に武士を「旧家」と「新家」に分けていることも注意しなければいけません。通常、本来の武士を「旧家」などと、とりたてて称することはありませんから、これは「新家」と対置するものとして使用されている語句です。三条では、三代引継いて「副役（そえやく）」を勤めた場合、四代目から「旧家」と列するといっています。副役は、勘定奉行や評定奉行などの補佐役であり、将来的には奉行に昇進するポストでした。それに任用された者の多くは学館の教育を受けた下級能吏であり、新家がこの役職についたという事実はありません。

四条では三代続いて定役を二十年勤めたら、四代目から「旧家」に列するとしています。この「二十年」が「三代」全体にかかるのか、それぞれの代にかかるのがまず問題です。後者だとすれば三代で六十年、一八八五年ということになり、現実の問題としてはすでに時代は明治、幕藩体制はかげもかたちもありません。ですから、このケースの場合に相当する事実はありえません。前者の場合はどうでしょう。四代続いて男子、しかも相応の年齢に達していなければなりませんから、かなりハードルが高いといえます。また、管見の限りでは、このケース

で「旧家」となった事実は確認できません。こうなると、藩には本当に、「新家」を「旧家」に取りたてる意思があつたのかさえ疑わしくなります。

それでは、なぜわざわざ藩はこのような法令を出したのでしょうか。各条文のウラがとれない以上、この史料をもって「四代勤めれば、旧家に列することができました」ということはできません。その本意はウラをよむと必要がありません。一つの解釈は、これによって職務への励行を促し、あわよくば、「新家」本来の“能力”である経済力を藩の財政にもつと利用しようとしたというものです。もう一つは、「新家」が本来の武士身分と異なるものであることを強調することで、「新家」には彼ら本来の身分を自覚させ、武家本来の威信を再確認するため（あるいはさせるため）のものだったという解釈です。農民や町人をその献上金をもって「新家」ととりたてるということは、中世という「売官」のようなものでした。藩の財政難という問題がこのような事態を招いているのですが、藩の窮状を知らない、家格だけで暮らしているお気楽な門閥層には、こうした藩のやりかたをよしとしない風潮もあつたでしょう。そのような状況への対応としてこの法令は出されたのだと解釈も成り立つわけです。

このようにみてくると、史料に書かれていることをそのまま“説”にしてしまうことの危うさがおわかりいただけると思います。だからこそ、学術的な論争もおこるのです。歴史的な事項を正しく解説することは容易なことではないのです。

【金森正也】